

土地改良区からのお願い

組合員資格の資格得喪通知手続について

- ① 農業者年金（経営移譲による）を受給する場合
- ② 売買等で資格が移動した場合
- ③ 相続、贈与により移動した場合

土地改良区の台帳は組合員からの移動通知により更新されることになっています。手続を怠りますといつまでも組合費がかかることとなります。

他目的使用について

土地改良区が管理している道路や水路を農業以外に使用する場合、他目的使用契約の締結が必要です。また、使用期間満了後継続して使用する場合は更新手続きが必要となり、使用しない場合は、廃止手続きを行ってください。無断使用の場合は、施設を撤去のうえ改修費用をご負担いただきます。使用料金は下記のとおりです。

ご不明な点がありましたら担当までご連絡ください。
なお、広告看板類は許可しません。

使用料金（5年分）

① 乗り入れ（橋など）	1㎡当たり	7,200円
② 浄化槽排水	1人槽当たり	1,800円
③ その他		

担当 管理課 管理係 TEL 381 - 7092 (直)

決済金について

農地転用するとき決済金がかかります。
田 65万円（千㎡当たり）
畑 16.3万円（千㎡当たり）

区域内における農地が転用されますと当該受益面積が減少し、償還金や将来の維持管理費を残された農地を耕作している組合員が負担することになり、その過重負担を招くことになります。このようなことが起きないようにするために農地を転用するとき土地改良法に基づき一定額の決済金を徴収し、それぞれの経費に充当していくものであります。

賦課内訳の添付と内容確認について

平成20年度より組合費賦課金通知書に賦課（土地）内訳書を添付し賦課令書を発送する事となりました。この内訳書により組合員の皆様から年ごとの農地異動を確実に把握していただく事で土地改良区業務の円滑化も可能となります。

なお、内訳書の内容についてご不明な点がございましたら、最寄りの亀田土地改良区出張所までお問い合わせをお願いいたします。

新たな「食料・農業・農村基本計画」の概要

平成22年3月30日に食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。基本計画は、「食料・農業・農村基本法」（平成11年7月制定）に基づき、今後10年程度を見通して、食料・農業・農村に関する施策についての基本的な方針等を定めたものです。同計画はおおむね5年ごとに変更することとされており、今回は3回目の策定となります。

我が国の農業・農村は、農業所得の減少、就業者の減少・高齢化、農地の荒廃など、深刻な状況にあります。一方で、農業・農村は、食料の供給のみならず、国土の保全、水源のかん養、美しい景観や伝統文化の継承、多様な生物の住処の提供など、お金で買うことのできない固有の価値を有しています。これらを将来世代に継承していくために、新たな基本計画では、国民一人一人の理解と行動の下、「国民全体で農業・農村を支える社会」の創造を目指すことが必要と宣言しています。

具体的には、①「戸別所得補償制度」により、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が農業を継続し、経営発展に取り組める環境を整備すること、②農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスなどのあらゆる資源と産業とを結びつけ、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す「農業・農村の6次産業化」を推進すること、③「後始末よりも未然防止」の考え方を基本とし、生産から

消費までの各段階における取組の拡大を進め、国産農林水産物や食品の安全性の向上を図り、消費者の食に対する信頼を確保すること、④これらを基本に、各般の施策を一体的に推進することにより食料自給率50%の達成を目指すこと、としています。

今後、この基本計画に基づき、農業・農村の活力を取り戻し、「食」と「地域」の早急な再生を図ることとしています。全文は農林水産省ホームページに掲載していますので御一読ください。

